

令和3年度 第1回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和3年4月12日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (25人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
19番	美田俊一	委員						

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	山本淑恵	委員
藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員	鳥飼 巧	委員

4 欠席委員 (3人)
4番 金信正明 委員 18番 數馬 豊 委員 田倉恭一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第1回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。1番 早田委員、2番 高見委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 4番 金信委員、18番 數馬委員、田倉推進委員については欠席の届けが出ております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして農家相談会の報告を河野委員よりお願いいたします。

7番 3月17日の農家相談会で2組相談がございまして、1組目は〇〇さんで90歳になられる方で〇〇の方の方ですけれども、3回目ということで。今までは自分でなんとか作ってきたけれども作れんようになったということで、この状態のままだと、今年は〇〇〇〇〇〇〇〇に頼んで打ってもらうけど来年はほったらかしにしてしまうということで、何とか売買か賃貸借をお願いしたいということで。〇〇の中で割り合いいい土地でございますので、何とかいい人がありましたらお願いしたいと思います。

それからもう1人は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方で、すごい田んぼとしては良い場所で、趣味があって田んぼに係りきりになれんということがあって借りてもらいたいけども、すごい条件がありまして。草は何センチ以上伸ばしたら困るとか、すごい厳しい条件を出しておられますので。いや、それだったら自分で作られた方がええではないかこちらの方でも提案したんですけども、一応皆さんに諮って下さいということがございましたので、皆さんの方で借りて何とか耕作してみるということでございましたらよろしく申し上げます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。では後ほどまたこの件に関しては皆さんにお諮りしたいと思います。

それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり2件の申請でございます。番号1は売買、番号2は贈与による所有権移転でございます。それで番号2の贈与なんですけれども、こちらは渡人と受人の関係は親族関係はなくて現耕作者へ贈与するということでございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案4ページのとおり2件の申請でございます。番号1は〇〇〇〇地内における宅地分譲でございます。都市計画用途地域の第1種住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地に該当します。原則許可でございます。番号2は〇地内における資材置場への転用でございます。土地改良事業の施行区域内にある農地ですので、農業公共投資の対象農地で第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。6ページのとおり2件、〇〇地内と〇〇地内でそれぞれ申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。9ページから51ページのとおり125件の利用権設定の申し出がございます。また52ページのとおり所有権移転が1件ございます。

続いて61ページの議案第5号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定でございます。62ページのとおり1件の申請が出ております。

最後に、議案第6号 農用地利用配分計画については65ページから67ページのとおり10件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について皆様にお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案に対して賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして

お諮り致します。つきましては本日午前10時30分より、当番委員であります福井委員、山本委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行きまして参りました。代表して福井委員より報告をお願い致します。

8番

8番 福井です。本日事務局2名、農業委員4名の計6名で現地調査を行いました。この中で2番の〇、〇〇の物件ですけれども農地ではない状態が見られました。基礎がブルーシートで隠してあり、採石がひかれてあったり、木材が積んであったりして、今回の申請は却下した方がいいんじゃないかということで皆さんと話し合い、そういう具合にいたします。以上です。1番は問題ありません。

議長

今報告にありました1番は問題なしということで。2番に不合理な案件があったということで。この件につきまして私の方から補足説明させていただきます。この件につきましては、本人は農地転用がもう済んでると、司法書士に対して出しとったらもう済んでるとということで埋めてしまった、ということで昨年の秋ごろ倉庫の建築をしたということでございます。豆腐石をぐるり積んで残土で1メートル近く上げてありました。それが発覚したものですから本人に聞いたら、勘違いしておりましたと、済んでると思とったと。司法書士に連絡とったら、見積書が出てこんでそのまんまになっとったわいなと。何ヶ月も投げてあったということでございまして。それで司法書士と本人と、違反転用になるかもしれんなどということで総務委員長と私と事務局とでここに呼び出して、とにかく畑の、要は農地に見られるような状況にすればまあ残土までは持って逃げとも言わんし、コンクリの塊もええわいなということで。とにかく建物も撤去して基礎ももちろん、それで畑にしたようにして何か植えたらどうかと。みかんでも梅でも何でもいいからって言とったら、今日実際に行ってみたら植えるのは植えてあったです、何本か。枯れちゃって全部抜いてあって、3分の1は植えてなかったと。それからブルーシートがちらっと見えたんで確認したら、基礎を隠してその上に真砂が載せてあったと。廃材が水路の上に積んであったんですけれども、その一部が土地の面積の内に入っておったと。これではちょっと許可は難しいなと、どう見ても農地には見えないわということで、先程の福井委員から報告あったように、これは申請は却下でなしにここで不許可ということになりまして。そうすると今度は来月の農業委員会になるとどんどん遅くなってしまふから、これはちょっと事務局と私とで提案をするんですけれども、これを指導させていただいて司法書士を通じて言ったような指導どおりにしてもらった時点で報告を受けて、私と事務局で現地を確認してそこでもしも予定通り、指導どおりにしてあった場合には許可を出すというような形をとりたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。来月になって1ヶ月延びるとまただんだんと遅くなって行くわけですから、基礎も撤去して採石も撤去してきれいに畑の状態にしてもらいたいと通告して、出来上がった時点で検査をして許可を出すと。会長預かりみたいな形でしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

14番

14番 松本です。こういうケースの前例は今までになかったかな、事務局。

議長

ありました。〇〇でね、宅地申請がある工務店から出とって行ってみたら柿の木が植えてある畑だったんです。そこに駐車場になっておって、真砂を敷い

て。これでは畑としては認められんからということで、今言ったような形でやりました。

14番 前例があればそれに沿ったやり方をせざるをえんということだと思います。

議長 それで先ほど言ったような形で、その物件も事務局と会長が見に行っ指示どおりにしてあった場合には許可をしましょうということで許可をいたしました、その時点で。普通だったらそのまま保留しちゃうと1ヶ月かかります。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。以前、造園会社かどっか事前にそういうことをして受けられなかったのを指導しているのを覚えてます。〇〇の上の。

議長 〇〇〇〇〇か、道路ベリのね。

9番 ええ。そういうちょっと指導をしてですねこういうことを二度としたらいかんということをやはり伝えて、ちまちまとるかしとらんかということですがけれども、本人さんがどういうふうにかえとらんかね。あがにしたんならまた許してもらえんって、どっかでまたやりかねんようなことをしたらいけないんで、そこちょっとやはり指導は厳しくしてからということにさせていただきたいと思います。

議長 今、鐵本委員も言ったように〇〇〇〇〇も同じような事をしとったもので、再度再度指導して指導どおりにしてくれたら許可しますよという形でやりました。今回もですね、本人はこれでいいだろうという気持ちで多分おったと思うんです。だけど見た限りでは農地としてはどう見ても見えないということで基礎も壊してもらい、それから採石も取ってもらった後に畑の形にしてもらうということで。まあ別に最悪は植えんでもユンボの一番最後にバケツを先端に耕耘したような形で打ってもらったら、畑ってということにもっていてもいいじゃないかなと思ったりします。土を盛って一本一本植えてあるだんな、みんな抜いちゃって枯れちゃったもんだから。それでこれじゃあいけないということ、もう植えんでもええけ打った形に、誰が見ても農地だわいっていう形に指導してもって行って、それでできたはなに確認をして許可をしたらどうかと思うんですけど。このような形にさせてもらってよろしいでしょうか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。許可権者は鳥取県の中部振興局で、市役所、市は許可権がないんで、あのまあ、逆に県の方からは指導を受けんように注意してほしいと。

議長 ですから、県に対しては細かいことは言いませんので、この倉吉市できちんと指導して良い具合にしてもらううちゅうのが条件で。でないとな度は違反転用で挙げますよと本人にも言おうかと思っております。厳しいように。

9番 はい、分かりました。県の担当者が現場に行く人もあれば、書面だけのこともあるし。現場に行ってこれですかいなということがないように、そこは注意しないとイケないと私は思います。

議 長 まあ今までの経過ではこういう事態がさっきも言われたようにありましたけれども、県は何も言ってきてはおりません。県下では承認を受けたいものは倉吉は県に出さないといけませんけれども、直接承認できるのが許可権を持つとるのが南部町と鳥取市だけですので。後の市町村については必ず県の方に報告せないけんということでございますので、今鐵本委員が言われたように県の方からいろいろ注意されんような形できちんとしたものを倉吉市の農業委員会として許可するべきで、ちゃんとしておきたいと思いますので指導はしていきます、厳しく。その他皆さんありませんか、よろしいですか。

(なしの声)

議 長 そういふことでこの5条申請については持っていきたいと思いますので、今申し上げたことと、それから1番の承認をしたいと思いますので、承認されませぬ農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。では議案第2号につきましては承認いたします。

議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第3号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、この件につきましても現地の調査に行っておりますので福井委員より報告をお願いいたします。

8 番 8番 福井です。この件も申請どおりでいいじゃないかという話になりました。以上です。

議 長 はい、只今報告がございました非農地証明につきましては何ら問題ないということでございます。お諮りいたします。はい、鐵本委員。

9 番 9番 鐵本です。2番目の雑種地ですけれども、周りには影響がないような状況でしょうか。木が植わっとるわけではないみたいですけど。

議 長 西側が県道、それから東側が農地、水田です、畦を境にして。ということで以前からずっと草刈りをして管理しておられたんですけども、何とかならんかということで、たまたま農振除外になっとる水田でございましたので指導して非農地証明を出しなつた方がええではないかということです。よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは議案第3号につきましては賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして、7ページ議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということで進行させていただきます。まず始めに農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。9ページ番号1番から10ページの番号3番までは、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、藤井委員に議長を代わります。

(議長 交代)

6番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページの番号1番から10ページの番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の2筆の田、4,819㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか10ページの番号3番まで、合計致しまして5筆、13,266㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして、10ページ番号4番と5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは、藤井委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 10ページ番号4番、〇〇〇〇〇の3筆4, 431㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号5番とあわせまして合計8筆、9, 822㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、承認といたします。それでは藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして11ページ番号6番は10番衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議長 それでは、事務局説明してください。

事務局 11 ページ番号6番でございます。〇〇〇の2筆、5, 333㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の案件につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。異議なしということで、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、11 ページ番号7番は12番 山下委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(山下委員 退席)

議長 それでは、事務局説明してください。

事務局 11 ページ番号7番でございます。〇〇の8筆5, 678㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい只今説明がございました山下委員の案件につきまして、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、異議なしという方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認されましたので山下委員の入場を求めます。

(山下委員 入場・着席)

議 長 山下委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、16ページ番号22番から17ページ番号26番は14番 松本委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 16ページ番号22番、〇〇の3筆3, 710㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号26番まで合計致しまして15筆、21,016㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はいそれでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認いたしますので松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、18ページ番号27番は17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 18ページ番号27番でございます。〇〇〇〇の1筆3, 555㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました案件に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認といたしますので原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、18ページ番号28番は西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 18ページ番号28番でございます。〇〇の1筆2, 816㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました案件に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしということで承認いたしますので西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして、18ページ番号29番から19ページ番号31番は小谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(小谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 18ページ番号29番、〇〇〇の1筆191㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号31番まで合計致しまして3筆、1, 380㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

す。

議 長 只今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ということで承認といたしますので小谷委員の入場を求めます。

(小谷委員 入場・着席)

議 長 小谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、42ページ番号100番は塚根推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(塚根委員 退席)

議 長 それでは、説明してください。

事務局 42ページ番号100番でございます。〇〇の1筆3, 426㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。承認といたしますので塚根委員の入場を求めます。

(塚根委員 入場・着席)

議 長 塚根委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

本来ならばここで数馬委員に係る案件がありますが本日は欠席でございますので、全体の説明の方にまわさせていただきます。それでは全体につきまして事務局説明してください。

事務局

9ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は400,004㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから51ページ記載のとおりでございます。

続きまして52ページの利用権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇〇〇の1筆合計2,443㎡の畑でございます。対価は20万円、10アールあたりですと81,866円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、53ページから59ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、60ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

全体につきまして説明がございました。皆さんの方で何かございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは只今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第5号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長

続きまして議案第5号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましては午前中に現地に調査に行っておりますので福井委員より報告をお願い致します。

8番

8番 福井です。現地調査をしましたところこの土地は除草剤がまかれてまあまあきれいになっておりまして、2回以上の耕耘と下刈作業が必要ということで20,000円かどうかということで決定しましたので、皆さんにお諮りします。以上です。

議長

只今報告がございました。2回耕耘すればきれいになるんじゃないかということと、枯れ草が立っておりましたけどもこの程度だったら20,000円が妥当ではないかというところで、20,000円とさせていただくという報告がございました。皆さまの方でご意見ございませんか、よろしいですか。

(なしの声)

議長

意見がないようですので、只今の案件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。

議案第6号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画につきまして皆さんにお諮りいたします。事務局説明してください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、65ページの番号1番から67ページ番号10番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で39,554㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、68ページから73ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 はい、只今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、第6号につきまして採決をいたします。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。挙手多数ということで配分計画につきましては承認と致します。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議長 続きまして、別冊のその他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。それでは事務局(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について説明をしてください。

事務局 2ページ(1)でございます。こちらは県が行う工事に伴う一時転用の届出で、許可不要でございます。転用目的は工事に伴う仮設道路として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下に記載のとおりでございます。続いて3ページの(2)でございます。こちらも県が行う工事で、掘削土の仮置場として使用するものでございます。4ページの(3)です。こちらは工期延長に伴う一時転用の届出でございます。県が行う工事で土砂の仮置場、資材置場等として使用するものでございます。5ページの(4)です。こちらは県の工事で国道313号の改良工事に伴う土砂の仮置場、資材置場として使用するものでございます。〇〇から〇〇までの区間で道路計画の延長上で移転をするもので、筆がたくさんありますので5ページから6ページに分けて記載しております。

7ページの耕作届の受理についてでございます。届出者は〇〇〇〇〇の〇〇〇、届出地は〇〇〇地内の原野で長年畑として耕作されているものでございま

こんなの横をわしが作っとるだけ、それから下も、〇〇君の下も。今日出とった〇〇さんのな。田んぼがここに3筆も入っとるか、1枚にしてとうもろこし作っとる。どがに、これ借りてもええってことだろうか、どうだろうか。早田さんのとこだら、〇〇さんが弁護人がたっとるか。ちょっと聞いてみたって。なら、早田委員にお願いします。続きまして〇〇〇、西谷委員になるんかな。

西谷推進委員　　会長さんのご指名であればなんとか一つ頑張らないけんと思いますけれども。この田んぼにつきましては以前私が作っておった田んぼです。いずれにしろご事情があって農林課の方に相談されたということで、いちゃものついた田んぼですわ。以前耕作放棄地になっとって、農林課の方で真砂を入れられて〇〇〇〇さんが耕作しとられとった。で3分の2までは作っておられ、3分の1は葦の山だという田んぼです。いけんもんですけ暗渠をして、なんとか耕作できるように自分が頑張る範囲は頑張って、後世作られる方にバトンをできるように田んぼを改良しとったです。まあ賃貸借ということで、1,000円でええわいなということで向こうと話しとったですけれども、実は1,000円は安いと、ころっと変わられて。〇〇の方は30キロ米を持って来るですだあでっちゅう話になりまして。いやそがな田んぼじゃない、自分は暗渠して毎年真砂を10輪入れよる。今真砂を入れると10輪が14,000円から15,000円、逆にお金もらわないけんですわ。この田んぼについてはね、ちょっと自分はよう世話しません。会長さんのご指名ですけど、頑張らないけんですけどどうも苦手ですてね。よろしくお願いします。

議 長　　後は、船越委員しかいないな。

3 番　　ここは元々うちの集落の人ですよ。とてもじゃないけど、嵌まるんですよ。トラクターにカゴ車付けん、とんでもないけど。

議 長　　あれか、〇〇から下りてきた所の。一番悪い所だ。

3 番　　たぶん、〇〇〇の人はもうよう作らん。

議 長　　図面見たらええ田んぼだけどな、基盤整備してあって。そうか地元がよう作らんっていったらそれまでか。

3 番　　トラクターにカゴ車が無いととてもじゃないけど。

議 長　　誰だか言っとったな沈んじゃうって、田植機が。トラクターも車輪が消えちゃって見えんようになる。どうしようかいな。西谷委員はあんまりようないから、委員2人で話し合っって策を練っごしないな。急には急がんでええ、今年植えったて無理だけもう。結局〇〇〇〇さんが作っとる田んぼか、荒らかしちやったか、どこ行ってもなんかいけんないな。

西谷推進委員　　荒らかしとって3分の2まではなんとか、3分の1はもう葦が生えて。それじゃあ見た目が悪い、稲植えるなら稲植えた方がいいと。雑草が生えておるような田んぼじゃ、農耕水田にはならんということで。沢から出てごせということで撤退させたですよ。

- 議 長 よく聞いております。〇〇の奥の方、〇も草ぼうぼうにしちゃって私もちょっと呼びつけて注意したことがあるです。よう作らんなら返せと、草ぼうぼうにしてまで借りとくれないやということがあったです。有名な人でしてな、そっちの方の。ならまあ、2番3番隣同士でちょっと頑張ってください。お願いしますわ。続きまして〇〇さん、これは〇〇だけ吉村委員か。
- 5 番 あの田んぼは以前2回ほどお話があったけど地域の方がもう誰も話に乗る人がおらんで、上から見れば谷底、それからトラクターとかコンバインで下りたら細いところを下りないけん。入るところがないです、そこ以外には。ちょっと厳しいです。
- 議 長 入るところを広げたらいいんか。
- 5 番 広げたら人げの土地になっちゃうです。
- 議 長 この田んぼ縮めりゃええがん、ちょっと。
- 5 番 それだどごっついことになります。
- 議 長 専門だん。
- 5 番 そういう予算はございません。どうにかしたいとは思いますが
- 議 長 なら難しい田んぼか、図面みりゃええ田んぼだけどな。
- 5 番 いやいや、真上から見て図面はね。谷底ですよ
- 議 長 でも地元の委員ですし、名前だけは載せておきたいと思います。あっせんするせんは別として。次は〇〇さん、〇〇〇〇〇〇。
- 6 番 ちょっとそれについて、私も意見があるんですけど。これ3年ほど前に何回でなしに、何十回も私この人のところに通った覚えがあるです。今、河野委員さんが言われたようにとっても難しい人でね。ここぼっと見田んぼに見えるんですけど、水路がすごい下の方にあって、だいぶん水を貯めんと田んぼに入らないう感じで。でまあ、自分もようしならんで牧草をしとんなったんですけど。まあ、借りたいって人があったです。で、こういう人が借りたいって言いなるけどどうですかって言ったら、あの人は好かんけ貸せんとかね。それから俺は田んぼにしてもらいたいだけ、とにかく牧草は好かんって言いなるけど、田んぼがほんに無理でね。水がちょっと貯まりが悪いっていうだか、当てるのがあてにくいうっていうので、誰も田んぼとしては使ってくれならんで。草もね、とにかく草も生やしてもらったら困ると。草を生やす人は俺は好かんけ、短かに刈ってごしなる人でないと使ってもらったらいいけんって、すごい高いですが、考え方が。ほんで昼間おんならんけ、夜何回も何十回も行った覚えがあるです。だけちょっと私なんかあんまり自信がないんですけど。鳥飼さんは。

- 鳥飼推進委員 藤井さんが相手できん人はちょっと。
- 議 長 困ったな。
- 6 番 それでね、ほんにこがな受けて、まあ、話しに来なったら相談にはのってあげんといけんのは分かるですけど。なんだか、どうすれば。
- 議 長 これまで誰が草刈りしよなった。
- 6 番 自分でしよなったです。それでその後になら2、3年はもうちいと元気だけ自分が管理しようかかって言いなって、ならもうちょっと頑張ってみないなって話は終ったです。だけどこの間見たらまたこれが出とるけ。
- 議 長 一昨年の夏にね、ここの〇〇の〇〇〇〇〇〇の草刈りに行っただが。両サイド梨の工事で。そしたらえらいきれいに田んぼが草刈りがきれいにしてあっただけ、ここの横しが。誰がこがにきれいにしなるかなって思って見たらこの田んぼだったな。水はどっちから入る。
- 6 番 県道の方。ここのところにもあるしね、下の方にも。だけど前の3人が取んなったらほんにここら辺は水が来んような田んぼでね。
- 議 長 でも、知らん顔できんだけ誰かがちょっと。
- 6 番 鳥飼さん1人で行ったって大義だらあけ、1回行ってみましようか。どういうふうに言いなるか。
- 議 長 まあ一応言うことだけは言ってな、どがに意見しとるか聞いてきないな。何にもせんじゃいけんけ。それでいけんならいけんでやめりゃいいけ。まあ一応聞くだけ聞いてな。
- 9 番 水田には向かんところかえ。
- 6 番 向かんことはないけども、1回も水田しなったことがないみたい。始めから牧草で。
- 9 番 えらいな、転作ならええけども。
- 7 番 こういう難しいのは自分でしなれって。人にしてもらって気に入らんだったら自分でしならないけんわ。
- 議 長 続いて6番、〇〇さんの〇。これ〇の〇〇〇〇さんの娘さんだと思います。山本委員担当でいいですか。
- 山本推進委員 あの、おっしゃったように〇〇〇〇さんというのは〇〇さんの娘さん、長女さんです。2人娘さんがおられて2人とも嫁いでおられます。それから長男さんは〇〇さんより先に亡くなられまして。まあ今出てきとる田んぼがいろいろ

いわく付きの田んぼですけれども、この田んぼもまあいろいろ皆さんが努力して、作ろうと努力していますけどもちょっと経緯を説明させていただきます。これは〇〇〇〇さんが最終的な、現在は作っておられてそれを返されて、〇〇さんが農林課に相談に行かれて、農林課さんから農業委員会の方に照会があったというようなことだそうです。〇〇さんが亡くなられてからは、〇〇〇〇さんが上手に管理されとったけど、〇〇さんもあのようなことで亡くなられて、その次に〇〇さんが引き受けられたけど結局よう作られんかったみたいでね、放ってあるみたいです。この2枚の下の田んぼを〇〇の法人、〇〇さんのところが作られとるんで〇〇さんの方から〇〇さんについてだけ作ってもらえんかって言うお話があったみたいです。作りかけられたみたいです、〇〇さんも。だけど石がぜんぜん拾ってないし、とってもとって大変な田んぼで法人ではよう作らんけっていうことで引き受けられんかったみたいです。〇〇〇〇さんはほんにこんな田んぼをようお守りしなつたわ、というようなことだったそうです。それでまあここが水出し田っていうんですってね、この三角のちょんがったところから、水を引いてこないけんってというような地形になっておるそうで。〇〇さんとしては、誰かもらってごしなる人があったらタダでももらってほしいとか山林にしたいとかいろいろ言われたんですけども、〇〇さんにちょっと相談しまして。私も現地行ってみました。そしたら年2回ぐらい草刈りをしてあるようなところで、あんまり大荒れではありませんでした。〇〇さんとしてはですね、ここは水出し田だし、イノシシが住処にせん程度には管理するからとおっしゃいますので、その旨、〇〇さんの方には連絡をいたしまして、当分はならいこうかってことになりました。以上です。

議 長 はい、ここの下に〇〇さんの田んぼがあらへんか、イタリアンしとる。

山本推進委員 ちょっとその辺は。場所としてはいいところですが、朝は日が当たりませんけれど午後からは燦々と当たるようなね。

議 長 三角はいけんわな。〇〇の法人が管理してやるならありがたいことです。どうもどうも、ご苦労さんでした。良かった良かった。それでは次、〇〇〇。畑か。衣笠委員。

10番 ここの土地はまあ自分の頭の中では、何年か前に近くに借りておった畑があってちよくちよくこの四叉路のところを通ったですけども、あのときから草とか木が生い茂ってとても畑と言えるような状態ではなかったと思います。以上です。

議 長 これあの上の方の段か、農大からずっと行ったところの。

10番 はい、それで〇〇の家の裏の方で、前は果樹園とかが多かったですけど今は果樹園は少なくなってます。来月の委員会までに現地を見てみます。

議 長 まあ、ちょっと見て一応あっせん委員になっておいて。それから次が〇〇〇さんの件、水稻を増やしたいってことか。

14番 だけど、ええ年だで。

小谷推進委員 ○さんの息子さんがですね、手伝うみたいな話をちらっと聞きましてね。それで規模を拡大したいんだと。

議 長 手伝うか、梨もあるだんな。小谷委員と、山田委員でお願いします。

小谷推進委員 すいません、ここに4ヘクタール以内って書かれているんですが、当面せめて前ページなんかにありましたけど、何とか頑張ってたとか5、6反でも急ぐとかそういうような要望は出ておりましたか。

事務局 そこまで具体的なのは確認してません。ないです。

議 長 今年はもう無理だけな、来年に向けてしかないと思うで。三江の開田はもうないけん。あと、石塚、西鴨、福山の周辺。はい、ならそういうことでお願いします。次に、〇〇さん、これは社とか西倉吉とか久米ヶ原か、船越委員久米ヶ原空いてるところ結構あらへんか。

3番 空いとるところはありますけど地権者の状況がちょっとわからんことには。

議 長 なんだかな、荒れ地が結構あるだいや。今、久米ヶ原出とるだいや。そういうところをあっせんしたらどうかと思う。社地区は早田委員わからんかな、荒れとるところとか、空いとるところとか。でも、作業場が〇〇だったら高速乗るところからすぐだな。ちょっと聞いてみてな、なら早田委員でええかえ。はいそれではこれで終わりますね。

続きまして活動の状況について報告をお願いいたします。〇〇の3名の方の代表、藤原委員。

藤原推進委員 〇〇さん本人とですねお母様、農事組合とも3人でお話をさせていただきました。現状をみて売買とかなかなかできない所です。最終的にはですね、〇の集落の中で維持管理をしていただくということで納得をしていただいたところ。先月ちょっと出させていただいた案件で、〇集落で大きな規模の方が離れられるということ報告させていただいたんですけれども。3月末だということで聞いてとったですけれども、5月の中旬までおられるということで。農事組合とも話をしましたけれども、ちょっと今あまり刺激せんといけんなどというところもあって、そのところで、話としては進んでおりません。〇の集落の中から相談であったり、要請があった時には委員さんと一緒に応じていきたいと思えます。以上です。

議 長 5月の中旬まではおるって、こっちに。一応改良区としては住所も聞いておるだけだね。出ちゃってもな。続いて〇〇さんの件で、塚根委員お願いします。

塚根推進委員 この〇〇〇さんという方が娘さんのところに行かれましてですね、墓参りに3月彼岸に来られた時に利用権設定をしていただいて済んでおります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。うまくいったようですね。それでは続きま

して（５）令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、梶本主幹

事務局

１７ページでございます。令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。これらはすべての農業委員会が毎年作成して７月にホームページ等で公表することになっておりますので、これらの案を作成しましたので簡単にですけれども説明させていただきます。

１７ページは農業委員会の状況について。令和３年度の３月３１日現在の状況でございます。認定農業者数は１４６でございます。続きまして１８ページは担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。１９ページが新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の状況について記載しております。２０ページは遊休農地に関する措置に関する評価について記載しております。２１ページは違反転用への適正な対応です。２２ページ以降になりますけれども、農地法の許可事務や転用に関する事務あるいは公表状況についての記載でございます。続いて２５ページからは令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。農業委員会の状況は２５ページ、２６ページには担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の状況を記載しております。２７ページは遊休農地に関する措置と違反転用への適正な対応ですが、特に２７ページの上のところに書いておりますが、遊休農地の面積は令和３年３月現在で５４．４ヘクタールでございます。目標といたしまして２のところに書いておりますが、５ヘクタールの解消を目標にかかげております。簡単ですが以上の活動計画案でございます。

議長

只今、案についていろいろと説明がございました。これについて皆さん、何かもしも聞いてみたいことがありましたら、いいですか。

（なしの声）

議長

はい、続きまして（６）。最適化業務活動日誌及び活動記録カードの提出について。

事務局

農地利用最適化交付金の関係で、去年は、活動日誌の提出を徹底していただきました。本年度も引き続き交付金事業がございましたので、活動日誌、記録カードをお配りしております。紫のファイルに入れておりますので、提出をよろしくお願いたします。昨年度の活動実績に応じた報酬につきましては、５月にお支払いいたします。以上でございます。

議長

只今言われたとおり、皆さん先程からあっせん委員とか、農家に行って話したとか必ず記帳してください。活動した分については先程から言っておりますように予算が組んでありますので、費用弁償みたいな形で出ますので落とさないように必ず記帳してください。続きまして（７）、農林課さんどうぞ。

農林課

農林課です。別冊の倉吉西瓜産地強化・加速化プランというものをご覧いただきたいと思っております。倉吉の西瓜生産部、今は西瓜生産部会となっておりますけれどもこちらでは、販売額がピークでありました平成７年度の１６億円とい

うことを目標に現在取組を行っておられます。それにあたっては倉吉スイカ販売額16億円達成プロジェクトというものを平成30年3月にスタートさせております。という中で販売額16億円達成を受けまして具体的な課題を整理した上で、今後5年間に必要な産地強化対策を生産部会、県、市の行政、それからJA等で協議を行って参りまして、この度県のがんばる地域プランという制度がございますが、その中で倉吉西瓜産地強化・加速化プランを作成いたしました。そして今年の1月の7日にこれとは別に大まかな柱を記載した基本プラン、基本計画というものがありますけれども、その基本計画、それから3月19日には今ご覧いただいております本プランのそれぞれの県の審査会を受けまして承認を受けたところでございます。

内容を細かく説明しますと30分くらいかかりますので、概要のみをお話しさせていただきたいと思いますが、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページに概要を掲載しておりますが、JA鳥取中央管内のスイカの販売額につきましては令和2年産が全体で33億6,600万円、その内倉吉のスイカが11億2,700万円ということで近年好調に推移しておりますけれども、プランの中では5年後令和7年の春作の販売を12億円ということで設定し、目標としております。そしてこのプランの実現に向けまして、新規就農者の確保、担い手の育成など5つの課題に対しまして産地、行政が一体となって骨太な生産者の育成、ハウス団地の造成、既存農地の改良・集積、「倉吉西瓜」・「倉吉」魅力発信の4つの挑戦を行うというものでございます。具体的な取組としましては、12ページに表にしまして内容と期待される効果というものをまとめさせていただいております。

そうした中で、人・農地チーム会議というものがございますけれども、22ページをご覧いただきますとプランの実施体制というものがあります。そのチーム会議を中心としまして、特に農地の関係については検討を進めていくところでございますけれども。そういった中でやはり農地の関係ということが出てきますと、農業委員さんですとか推進委員さんの皆さまのご理解とご協力が必要不可欠であるということを伝えて参ります。また併せまして新規の担い手の確保などについては、農業大学校等の協力を得ていきたいということで、今後の事業の実施それからプランの実現に向けまして情報の共有とそれからいろいろな検討を重ねていくにあたって、関係の農業委員の皆さまにもぜひ会の方にご参加をいただいております。先程、久米ヶ原ということが出て参りましてけれども、倉吉市としましては久米ヶ原地区を中心にスイカの振興ということも進めて参りたいと考えておりますので、ぜひともご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。よろしいですか、皆さん。次、その他について。

事務局

(8) その他について。まず緑の募金について、羽根をお配りさせていただきました。募金箱の方にも、帰りに入れていただければというふうに考えております。続きましてクールビズですけれども、来月5月から10月になりますので来月からは軽装でお願いいたします。

議長

来月からはノータイでも結構ですので、そのつもりで。10月の定例会まで

はネクタイなしで、もしもこういうジャケットを着る場合には襟章だけは付けておいてくださいね。着ない場合はいいです、ポロシャツとかね。

では、農業委員会だよりの全国コンクール入賞ということでございます。昨年の倉吉市の農業委員会だよりを鳥取県の代表で全国コンクールに出しましたら、全国農業新聞賞ということで入賞しましたので報告いたします。それではプレゼントクイズの抽選に入りたいと思います。これについては編集委員長と職務代理にもやってもらいます。

事務局 (以下事務局説明)

議長 受け取りに来てもらって発表に代えたいと思います。それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時00分 閉 会 —